

意見等募集の結果について

案 件	第2期茨木市空家等対策計画（案）について
結果の公表場所	・ ホームページ ・ 居住政策課担当窓口（市役所南館5階） ・ 情報ルーム（市役所南館1階）
意見募集期間	令和7年1月8日から1月29日まで
意見提出件数	1 人 2 件 （うち賛否のみ 0件、対象外 0件）
意見募集時 公表資料	・ 第2期茨木市空家等対策計画（案）
結果公表日	令和7年3月5日
担当課	都市整備部 居住政策課 政策係 電 話：072-655-2755 F A X：072-620-1730 Eメール：kyojyu@city.ibaraki.lg.jp

「第2期茨木市空家等対策計画(案)」について提出された意見等及び市の考え方

No.	ページ	項 目	意見の概要	市の考え方
1	-	-	北海道では静岡県に匹敵する土地が中国に買われている。他の地域にも広がっている。未来の日本人に日本人の為の日本列島を残したい。 空き家の持ち主が維持出来る様に固定資産税・相続税の還付を要請。もしくは関係者の皆様に現在の持ち主の日本人が維持し続けられる方法を考え実行していただきたいです。	空家所有者等からの相談に応じて専門家や関係団体などを紹介し、空家の適正管理や利活用を推進していきます。
2	-	-	2025年1月28日に埼玉県八潮市の交差点付近「道路が陥没し、トラックが落ちた」と通報。明日はわが身 茨木市は道路の陥没ないでしょうか？下水管の老朽化は危機的ではないのでしょうか？空き家崩壊も危険です(空き家なので被害者はほぼ0)がその他の目に見えない危険や大きな被害可能性を調査し公開して欲しいです。	空家の管理不全により周辺に悪影響を及ぼさないよう、空家所有者等に対して引き続き適正管理を働きかけていきます。